

女性の活動推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定致します。

1. 期間：令和7年4月1日～令和10年3月31日

2. 当組合の課題

金融業・保険業における女性労働者の割合は平均50%、管理職率は平均14%となっている。当組合の女性労働者の割合は38%、管理職（支店長・課長・次長・副長）の割合は3%となっている。

金融業・保険業における女性労働者の平均勤続年数は11.7年、当組合の平均勤続年数は16.5年と上回っているが、女性の総合職が減少している。

3. 目標

管理者（支店長・課長・次長・副長）に占める女性労働者の割合15%を目指す。

女性総合職の増加を図る。

4. 取組内容と実施時期

取組1：女性のキャリアアップへの意識改革と人材育成を図る。

令和7年4月1日～令和10年3月31日

取組2：新卒・中途採用ともに女性の総合職採用に努める。

令和7年4月1日～令和10年3月31日

取組3：一般職から総合職への転換を促す。

令和7年4月1日～令和10年3月31日